

令和7年度PTA総会資料

1、挨拶 校 長 挨 拶

PTA 会長挨拶

2、議案

第1号議案 令和6年度活動報告

第2号議案 令和6年度決算報告および監査報告

第3号議案 令和7年度本部役員（案）

第4号議案 令和7年度活動計画（案）

第5号議案 令和7年度予算（案）

第6号議案 規約改訂（案）

校長挨拶 渡邊 英晴

日頃、本校の教育活動にご理解・ご協力ありがとうございます。新入生を209名迎え、生徒総勢588名で令和7年度がスタートしました。さて、令和6年は本校にとって、とても大きな年でした。10月からの新校舎での生活、さらに12月には、ご来賓の皆様と共に、全校生徒参加の創立60周年記念式典・新校舎竣工記念式典の実施、そして、全校生徒参加の卒業式と、日々成長している東中生と、保護者や地域の皆様と共に過ごす多くの機会をいただきました。それぞれの行事が無事終了することが出来ましたのも、保護者の皆様のご協力があったからこそ、深く感謝しております。本年度も、この素晴らしい校舎でさらに子供たちの力を伸ばせるよう、『東中スタイル』を中心に、教職員一同、PBS（ポジティブな行動支援）という視点で、生徒の支援をしてまいります。どうぞ本年度も、よろしくお願いいたします。

PTA 会長挨拶 山田 司朗

令和6年度については、新校舎も完成し60周年記念式典も滞りなく行う事が出来ました。保護者の皆様には、周年記念式典・運動会などの学校行事、音楽の夕べなどの地域行事へのボランティアにご協力いただき、無事実施することができました。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

新しく導入した電子ツールについては、事務局である私どもも不慣れな部分もあり皆様にもご迷惑をかけた部分もあると思いますが、以前の紙配布および回収と比較すると組織全体の負担軽減となることは間違いのないものと考えております。今後も継続して活用をしていきたいと思っております。お知らせや行事でのボランティアの募集などをしていきますので閲覧・回答をお願いする際にはご協力の程よろしくお願いいたします。

PTA活動に対しては様々な意見があるとは思いますが、改善しなくてはならない面も多々あることは事実ですが、「できる方が・できるときに・できるだけ」をモットーに、負担を分散しながらも子供たちの幸せ・安心・安全への貢献ができるよう活動して参りますのでご理解の程よろしくお願いいたします。

令和6年度 東綾瀬中学校 PTA 活動報告書

○＝学校行事 ◇＝地区行事

<u>時期</u>	<u>名称・内容</u>
4月	○入学式 手伝い、入学説明会
5月	PTA 総会（書面）
6月	○運動会 手伝い（本部役員、広報委員、ボランティア） 挨拶運動（本部役員） ○給食試食会 主催（本部役員・PTA）
7月 7月・8月	足立区立中学校 PTA 連合会ビーチバレーボール大会 ◇盆踊りパトロール（本部役員）
9月	挨拶運動（本部役員） 制服リサイクル品
10月	PTA ソフトボール綾瀬ブロック大会 ◇音楽のタベ 手伝い（本部役員、ボランティア）
11月	◇歩け歩け大会 手伝い（本部役員）
12月	○60周年記念式典（本部役員・PTA） PTA バレーボール綾瀬ブロック大会
1月	
2月	○新入生保護者説明会（本部役員）
3月	卒業記念レクリエーション 主催（本部役員、卒対委員） ○卒業式 手伝い（本部役員、卒対委員）

【PTA 会計決算書についての補足】

- ① 広報調査委員会費用について
令和5年度に発行した広報誌費用が令和6年度に繰り越されています。
- ② PTA 表彰費について
令和5年度、令和6年度の2年分が計上されています。

以上

令和6年度 P T A 会計決算書

足立区立東綾瀬中学校
PTA会長 古性 力

(単位：円)

収 入	3,183,821	
支 出	936,423	
残 高	2,247,398	次年度へ繰越

収入内訳

科 目	予 算 額	収 入 額	摘 要
会 費	1,312,180	1,228,000	家庭数 + 教職員数
繰 越 金	1,954,673	1,954,673	前年度繰越金
そ の 他	30	1,148	銀行利息
合 計	3,266,883	3,183,821	

支出内訳

項 目	節	予算額	支出額	増減	摘 要
運 営 費	1.会議費	10,000	0	10,000	
	2.事務費	50,000	30,148	19,852	コピー機印刷費、保護者用名札
	3.会場補助費	30,000	0	30,000	
	4.連合会分担金	150,000	106,840	43,160	中学校PTA連合会分担金等
	5.保険費	180,000	190,828	▲ 10,828	行事補償保険
活 動 費	6.8組PTA活動費	30,000	16,843	13,157	8組PTA活動費
	7.ソフトボール同好会	30,000	30,000	0	ソフトボール活動費
	8.バレーボール同好会	30,000	30,000	0	バレーボール活動費
	9.PTA表彰費	50,000	30,300	19,700	転退職員、退任役員等記念品代
	10.慶弔費	25,000	15,000	10,000	香典等
	11.渉外費	100,000	106,000	▲ 6,000	各自治会費、地域のお祭りや行事等
	12.生徒応援費	300,000	203,905	96,095	卒業生記念品・コサージュ、卒業先生へ花束等
	13.PTA活動費	80,000	26,559	53,441	給食試食会代・PTA会議お茶代・来賓お茶代等
雑 費	14.雑費	10,000	0	10,000	
種 立 金	15.積立金	100,000	100,000	0	周年積立金
	16.備品購入積立	50,000	50,000	0	備品購入積立
合 計		1,225,000	936,423	288,577	

周年積立金

前年度繰越金	3,040,348
60周年口座へ移動	▲1,000,000
教職員60周年会費補助29名	116,000
PTA60周年会費補助14名	28,000
60周年会費43名	▲301,000
60周年口座へ移動	▲500,000
振込手数料	▲440
受取利息	847
今年度積立金	100,000
60周年口座より残金返金	500,000
来年度繰越金	1,983,755

◎ 監査の結果、上記の通り相違ないことを報告致します。

令和 7年 4月22日

会 計 山本 薫 中澤 明子
横山 綾子

◎ 監査の結果、上記の通り相違ないことを報告致します。

令和 7年 4月22日

監 査 五月女 隆 石田 麻紀
菅沼 一弘

備品積立金

前年度繰越金	1,421,741
受取利息	645
PTAソフトバット代補助	▲30,000
今年度積立金	50,000
来年度繰越金	1,442,386

令和7年度 東綾瀬中学校PTA 活動計画（案）

- 定期総会（電子開催）
- PTA ソフトボール綾瀬ブロック大会
- PTA バレーボール綾瀬ブロック大会
- 3年生卒業記念イベント

【ボランティア（手伝い）】○＝学校行事 ◇＝地域行事

- 給食試食会
- 運動会
- 学校公開
- 修学旅行業者選定
- 校内作品展
- 合唱コンクール
- 卒業式 入学式

- ◇挨拶運動（年2回）
- ◇盆踊り
- ◇音楽の夕べ
- ◇歩け歩け大会

以上

令和7年度 P T A会計予算（案）

足立区立東綾瀬中学校 P T A

収入の部

(単位：円)

科目	予算額	摘要
会費	1,312,180	家庭数+教員数(会費2,400円)
繰越金	2,247,398	前年度繰越金
その他	100	銀行利息等
合計	3,559,678	

支出の部

項目	節	予算額	摘要
運営費	1.会議費	10,000	総会、五役会、監査会、運営費等
	2.事務費	50,000	通信費、封筒、印刷費、消耗品費、保護者用名札等、備品購入費
	3.連合会分担金	150,000	中P連分担当金等
	4.保険費	200,000	行事補償保険(オプション特約付き)
雑費	5.8組PTA活動費	20,000	8組PTA活動費
	6.ソフトボール同好会	30,000	ソフトボール活動費
	7.バレーボール同好会	30,000	バレーボール活動費
	8.PTA表彰費	50,000	転退職員、退任役員等記念品代
	9.慶弔費	25,000	見舞金、香典等
	10.渉外費	120,000	渉外諸費等
	11.生徒応援費	350,000	卒業記念品、イベント開催、感染対策等
	12.PTA活動費	80,000	PTA活動費、備品購入、備品修理代等
雑費	13.雑費	10,000	運動会、文化祭、新年会等
積立金	14.積立金	50,000	周年積立金
	15.備品購入積立	50,000	備品購入積立金
合計		1,225,000	

第6号議案 「東綾瀬中学校 PTA 会則改訂（案）」について

令和2年（2020年）度からのコロナ禍の影響や電子化の流れもあり、活動内容が大幅に変更しておりますが、基本となる会則の変更がされておりました。実態に合わせ更新を行います。

加除修正部分がわかるよう全文を掲載しますが、概要を簡易的にまとめましたので以下ご確認ください。

- 定型委員会の廃止、サポーター制度の導入。
- 委員会の廃止に伴う委員総会等の削除。
- 総会の書面又は電磁的な方法による決議。
- 年額会費 3,600 円固定から年度毎の設定へ変更。
- 慶弔費の支出範囲の拡充（地域協力団体や貢献者への支出を可能とする）

足立区立東綾瀬中学校 PTA 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 名称

本会は、足立区立東綾瀬中学校 PTA と称する。

第 2 条 事務所

本会は、事務所を東綾瀬中学校に置く。

第 3 条 目的及び基本方針

1. 本会は、父母またはそれに代わる人(以下保護者という)と教職員が協力して、学校と家庭と地域社会における、生徒の幸福と健全なる育成に寄与するとともに、会員相互の親睦と教養の向上を図ることを目的とする。
2. 本会は、社会教育団体であり、宗教活動、政治活動には関与しない。又、学校の管理運営及び人事には干渉しない。
3. 本会は、活動の成果を上げるため、他の社会教育団体、及び関係諸団体と協力する。

第 2 章 事 業

第 4 条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

1. 家庭と学校との連携を密にして相互の理解を深め、学校教育の効果を高めるとともに、情操教育並びに進路指導に役立つための事業。
2. 教育全般に関する研修、及び生涯教育に関しての研究と実践、ならびに会員相互の親睦と交流を図るための事業。
3. 校外における生徒の健全生活を促進し、併せて心身の健康安全を図るための事業。
4. 会員のために必要な調査報道、及び文化向上を図るための事業。
5. 学校に対する協力、及び本会の目的を達成するために必要な事業。

第 5 条 本部役員が必要と認めるときは、その目的に応じた行事サポーターを募集することができる。

~~本会は、前条の事業を遂行するために次の常置委員会を置く。~~

- ~~1. 学年進路委員会~~
- ~~2. 成人教育委員会~~
- ~~3. 校外指導委員会~~
- ~~4. 広報調査委員会~~

第 3 章 会 員

第 6 条 本会の会員は次の通りとする。

1. 本会は、本校生徒の保護者ならびに教職員をもって組織する。
2. 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
3. 会員は会費を納めるものとする。

第4章 役員及び委員

第7条 本会に次の役員及び委員を置く。

1. 名誉会長 1名(校長)
2. 会長 1名
3. 副会長 若干名(内1名副校長)
4. 書記 10名以内(内1名学校側)
5. 会計 6名以内(内1名学校側)
6. 会計監査 3名以内(内1名学校側)
- ~~7. 委員 各学級8名程度(各委員会2名を原則とする)~~

第8条 役員及び委員の任務

1. 会長は、会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはこれを代行する。
3. 書記は、会の庶務を行い、諸会議の記録及び諸文書の保管を行う。
4. 会計は、会の経理業務を掌管する。
5. 会計監査は、独立して随時本会の会計を監査し、総会に報告する。
6. 役員は、上記の任務のほかPTA活動の推進役として各活動に協力する。~~7. 委員は、所属する委員会で互選により正副委員長を選任する。~~
~~8. 委員長は、役員会との密接な連携のもとに、各常置委員会を主催して必要事項を協議し、委員活動を推進する。~~

第9条 ~~役員~~の選出方法~~役員及び委員の選出は次の方法による。~~

- ~~1. 役員(会長、副会長、書記、会計、会計監査)は前年度の推薦委員会で選出し、総会の承認を経て決定する。~~
- ~~2. 委員は、各学級より8名程度を選出し、各委員会に1名以上所属する。~~
- ~~3. 各委員会は、委員長1名、副委員長2名以上を委員の互選により選出する。~~
- ~~4. 学校の教職員は、各委員会に所属する。なお、1名が代表にあたる。~~

第10条 役員推進委員会の構成と任務

1. 役員推薦委員会(以下推薦委員会という)は、役員及び運営委員をもって構成する。なお、推薦委員の中から委員長を互選する。
2. 推薦委員は、会員の意見希望をも聴取した候補者を推薦する。
3. 役員候補者選出後、役員候補者を含めて推薦委員会を開き、その席上で内諾を得る。
4. 役員候補の内諾者は、年度初めの新旧運営委員会に報告する。
5. 推薦委員会の招集は、会長が招集する。
6. 推薦委員の任務は、役員候補者が総会において承諾されたときに終わる。

第11条 役員及び委員の任務

1. 役員及び委員の任務は1年とする。但し再任を妨げない。
2. 欠員補充のために選任された役員、~~委員~~の任期は前任者の残存期間とする。
3. 役員及び委員の任務終了後でも後任者が就任するまでは職務を遂行する。
4. 役員が心身の支障のため職務の遂行に耐えられないと認められたとき、もしくは役員としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、委員総会の決議によって任期の途中でも解任することができる。

第5章 運営決議機関

第12条 次の会議を設け、運営及び議決に関する審議を行う。

1. 総会 本会の最高決議機関であり会長が招集する。年度当初に定期総会を開催し役員承認、予算決議、会則改正等重要事項を審議決定する。
議事は3分の1以上の出席(委任状含む)で成立し、出席者の過半数でこれを決する。また臨時総会は、委員総会で認められた場合及び会員の3分の1以上の要請があったときに開催する。
総会は対面又は書面総会にて実施し、出席者の意思及び会員から書面又は電磁的な方法により提示された委任状もしくは議決権行使書によって議決するものとする。
- ~~2. 委員総会 総会に次ぐ議決機関で、会長が招集し必要事項を協議する。役員及び委員で構成し出席者の過半数をもって議事を決する。~~
- ~~23. 役員会 総会に次ぐ議決機関で、会長が招集し、本会活動の企画推進、運営委員会役員への提案事項等必要事項を協議する。役員で構成するが、会長は必要に応じ委員の出席を要請することができる。~~
4. 運営委員会 会長が招集し、各委員会の活動計画、活動報告、及びPTAの運営等に関する必要事項を協議する。役員及び正副委員長で構成するものとする。
- ~~5. 常置委員会 各委員長が招集し、委員会ごとに適宜開催して当該事項を協議する。~~
- ~~6. 特別委員会 役員推薦委員会及び卒業対策委員会等をいい、当該事項を協議する。~~

第6章 会計

第13条 本会の年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第14条 本会の経費は会費と雑収入をこれに充てる。

第15条 会計会費は1世帯年額3,600円、会計状況に合わせて毎年設定とする。但し既納の会費の返還はしないものとする。

第16条 委員総会役員会において事情を承認された会員は、会費を免除することができる。

第7章 顧問・相談役

第17条

1. 顧問・相談役及び名誉役職は委員会役員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
2. 顧問・相談役は会長の要請に応じ、その諮問にこたえる。

第8章 付則

第18条 本会則は総会の決議を経なければ変更できない。改正案については委員総会役員会で審議決定し、総会の数日前に会員に通知するものとする。

- 第19条 会員の表彰ならびに慶弔規程を他に定める。
第20条 会長は委員会役員会の決議を経て本会則の必要細則を定めることができる。
第21条 本会則に定めなき事項は、委員総会役員会の審議により決定することができる。
第22条 本会がPTA活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については「個人情報取扱規約」に定め、適正に運用するものとする。

補 則

この会則は、昭和47年5月より実施
中略

平成12年2月29日改正

平成14年5月9日改正

平成16年5月7日改正

平成20年2月4日改正

平成27年4月30日改正

平成29年5月2日改正

令和3年5月15日改正

令和7年5月28日改正

PTA 表彰慶弔規程

第1条 本規程は、本校PTA会則第19条に従い、表彰ならびに慶弔規程として定める。

第2条 表彰
役員の退任及び教職員の転退任の際には、記念品を贈呈し表彰する。

第3条 弔事
次の弔事には、弔意金5,000円をその遺族に贈る。

1. 会員が死亡した場合
2. 教職員の配偶者が死亡した場合
3. 在学の生徒が死亡した場合
4. その他PTA会長が支出すべきと判断する場合

第4条 見舞金
教職員及び生徒が障害又は病気のため、2週間以上入院またはこれに準ずる療養を要するときは、5,000円の見舞金を贈る。

第5条 本条項の規程以外に、表彰、慶弔、見舞金に関する必要を認めた場合には、役員会の審議により、決定するものとする。